

第6章 その他

1 県民、事業所等の協力等

武力攻撃~~事態等及び災害~~、緊急対処事態における災害発生の場合（発生のおそれがある場合を含みます。）は、その防除、軽減のために、県は、国、市町村及びその他の関係機関と連携して事前に定められた国民保護措置を実施していくこととしていますが、的確かつ迅速な国民保護措置の実施のためには、県民の理解と協力が不可欠です。

県民、自主防災組織、事業所等は、国民保護制度を理解し、平素の備えから避難、避難先での生活までの各場面で、それぞれの立場で活動を行うとともに、国及び関係機関との連携を保ちながら、的確かつ迅速な行動をとることが必要です。

ここでは、平素からの備えや避難の指示が発せられたときの期待される行動を示します。

(1) 県民の協力

県民は、国民保護措置に関し援助を要請されたときは、自発的意思に基づき、必要な援助を行うように努めます。県民に援助を要請する場合は、安全確保に配慮します。

要 請 内 容	要請者	備考
避難に関する訓練への参加 ・ 訓練に参加するか否かはあくまでも住民の自主的な意思による	知事、市町村長	
避難住民の誘導の援助（復帰の誘導を含む） ・ 市町村職員と一体となって避難住民の先導をすること ・ 移動中における食品等の配給の役割を担うこと ・ 要配慮者の避難を援助してもらうこと	避難住民を誘導する者 避難住民の誘導を補助する者	損害補償
救援の援助 ・ 二次災害の発生の可能性がある場所における被災者の捜索、救出等の援助については、要請しない。	知事、県職員 （救援を委任したときは市町村長、市町村職員）	損害補償
消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助 ・ 消火のための水の運搬 ・ 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転 ・ 被災者の救助のための資機材の提供など	市町村長、消防吏員、市町村職員、知事、県職員、警察官等	損害補償
住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助 ・ 健康診断の実施 ・ 感染症の動向調査の実施 ・ 水道の検査の実施 ・ 防疫活動の実施（感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助、臨時の予防接種のための会場設営等、防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために保健所や市町村が作成したパンフレットの配付）	知事、県職員、市町村長、市町村職員	損害補償

・被災者の健康維持活動の実施（栄養指導等の保健指導のために保健所や市町村が作成したパンフレットの配付、健康食品等の保健資材の配付）等		
--	--	--

(2) 公共的団体の取組

県の国民保護措置の協力を努めます。

(3) 県民に期待する取組

平素	1 地域内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食品3日分程度の備蓄、並びに医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 4 家族で対応措置を話し合います。 5 役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めます。 6 要配慮者がいる家庭では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 7 各家庭では、シールド・ルーム（※）をナイロンシート、ガムテープで特定の部屋の窓や扉を密封し、外部から化学剤の侵入を少しでも防護できるように準備します。 ※ナイロンシート、ガムテープで特定の部屋の窓や扉を密封し、外部から化学剤の侵入を少しでも遅らせようとする措置です。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 速やかな避難行動を取ります。 ①屋外にいる場合 できる限り頑丈な建物や地下に避難します。 ②建物がない場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。 ③屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動します。 2 県や市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 3 県や市町村からの指示に従って、落ち着いて行動をします。
警報発令時	1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 2 隣近所に知らせあいます。 3 家族で集合場所、連絡方法などを確認します。 4 非常用持出用品を準備します。 5 必要以上の買い急ぎはしません。 6 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。
避難の指示発令時	1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 2 市町村の誘導に従い、自主的な判断による勝手な行動は自粛します。 3 家を出る際は火の元、施錠を確認し、避難するときは落ち着いて行動します。 4 要配慮者の避難に留意し、必要に応じて補助します。 5 路上に駐車中の車両は速やかに駐車場、空き地に移動します。

(4) 自主防災組織等に期待する取組

平素	1 地域内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設、そこまでの経路を周知します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 役割分担を決めます。 5 国民保護について防災と有機的に関連させた普及啓発活動を行います。 6 地域内の要配慮者の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 屋外にいる住民を見かけた場合、速やかな屋内避難を呼びかけます。付近に建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るよう呼びかけます。 2 県や市町村からの情報に注意し、あらかじめ定められた情報伝達、系統で住民に伝達します。 3 県や市町村からの指示に従って、落ち着いた行動を呼びかけます。
警報発令時	1 市町村からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、実施します。
避難の指示発令時	1 市町村からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、実施します。 3 要配慮者の避難に留意し、必要に応じて補助します。
その他	1 自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会、自治会等の組織が自主防災組織に準じた活動を行います。

(5) 事業所等に期待する取組

平素	1 事業所内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食品3日分程度の備蓄、並びに医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 5 従業員で対応措置を話し合います。 6 役割分担、避難や連絡方法、来客等の誘導方法などをあらかじめ決めて、周知します。 7 要配慮者がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 8 業務継続計画（BCP）を作成します。 9 訓練実施及び訓練参加に努めます。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 屋内の来客、来店者、観光客に対して、屋内にとどまることを呼びかけます。 2 デパート、スーパー等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 県や市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。
警報発令時	1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 2 来客、来店者、観光客、従業員等に伝達します。 3 集合場所、連絡方法などを確認します。 4 非常用持出用品を準備します。 5 必要に応じ、災害防止措置を行います。 6 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、保護者との事前取り決めに基いて引き渡しを行います。
避難の指示発令時	1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手し、来客、来店者、観光客、従業員等に伝達します。 2 デパート、スーパー等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 来客、来店者、観光客の誘導を行います。 4 火気使用設備、危険物質取扱設備は原則、使用を中止します。 5 薬品、毒物、劇物等危険物質の流出、漏えい防止措置を行います。 6 要配慮者の従業員、来客等の避難に留意し、必要に応じて補助します。

2 普及啓発

国民保護措置の実施にあたっては、県民の自発的協力が不可欠です。

このため、県は市町村と連携して国民保護について、住民の理解と協力が得られるように普及啓発活動を行います。

特に、消防団員や自主防災組織等に対しては、国民保護において担うべき役割の理解と協力を得る必要があり、そのためには、説明会の開催やパンフレットの配布を通じて、普及啓発を行うことが重要です。

(1) 住民への啓発

- ア 国民保護法の普及啓発
- イ 国際人道法の普及啓発
- ウ 国及び関係機関と県との役割の認識及び普及啓発
- エ 避難施設、集合施設の周知
- オ 武力攻撃災害及びその兆候等の発生時における個人の緊急時対応行動の普及
- カ 警報、緊急通報等の啓発

(2) 自主防災組織への支援

県は、市町村が行う自主防災組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚、災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制の整備を支援します。

整備	1 市町村は自主防災組織の結成に努めるとともに、これらの円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとします。 また、災害発生後の要救助者の救出、初期消火等は自主防災組織の活動に期待するところが大きいと、県民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得・体得に努めるものとします。 2 自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、町内会等を基盤として自主防災組織を確立します。また、市町村は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図るよう努めるものとします。
編成	1 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられます。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、市町村や地域の実情に応じて定めます。 ① 情報班 ② 救助班 ③ 消火班 ④ 避難住民誘導班 ⑤ 救護班 ⑥ 給食・給水班 2 組織の編成に当たっては、次の点に注意が必要です。 ① 活動班員については、特定の地域の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせます。 ② 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務して活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織を編成します。 ③ 女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組みます。
活動内容	1 防災に関する知識の習得、向上 2 地域における危険箇所の把握及び認識（浸水<u>想定予想</u>区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等） 3 地域における避難経路や消防防災施設等の把握及び広報 4 地域における情報収集・伝達体制の確認 5 避難施設・臨時医療施設の確認 6 防災訓練（要救助者の救出、初期消火訓練を含む）の実施

(3) ボランティアへの支援

平素からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進します。

また、必要に応じて協定等を締結し、訓練等を共同して行います。

一定の知識、経験、特定の資格を必要とするものについては、事前に登録します。

医療救護	被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要がある、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定されます。 災害時には、日本赤十字社等関係団体との連携を図りつつ、県独自のボランティア体制の整備を図ります。 1 活動内容 救命措置、応急手当、巡回診療、健康相談等の実施 2 ボランティアの構成員 県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者 3 期待する業務内容 <table border="1" data-bbox="333 797 1358 1249"> <tr> <td data-bbox="336 797 512 1021">県</td><td data-bbox="512 797 1355 1021"> ① 保健所は、地区医師会等医療関係団体と協議し、他地区への災害時の派遣可能人員を把握します。 ② 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日本赤十字社県支部と調整を行い、県内外からの派遣者受入れの体制を整備します。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="336 1021 512 1171">医師会</td><td data-bbox="512 1021 1355 1171"> ① 地区医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成するよう努めるものとします。 ② 県医師会は、県と調整を行い、県内派遣体制を確立するよう努めるものとします。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="336 1171 512 1249">日本赤十字社県支部</td><td data-bbox="512 1171 1355 1249">他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。</td></tr> </table>	県	① 保健所は、地区医師会等医療関係団体と協議し、他地区への災害時の派遣可能人員を把握します。 ② 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日本赤十字社県支部と調整を行い、県内外からの派遣者受入れの体制を整備します。	医師会	① 地区医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成するよう努めるものとします。 ② 県医師会は、県と調整を行い、県内派遣体制を確立するよう努めるものとします。	日本赤十字社県支部	他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。
県	① 保健所は、地区医師会等医療関係団体と協議し、他地区への災害時の派遣可能人員を把握します。 ② 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日本赤十字社県支部と調整を行い、県内外からの派遣者受入れの体制を整備します。						
医師会	① 地区医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成するよう努めるものとします。 ② 県医師会は、県と調整を行い、県内派遣体制を確立するよう努めるものとします。						
日本赤十字社県支部	他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。						
生活支援	災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものですが、活動内容が多岐にわたり膨大で、ニーズが地域や時間の推移等により変化することから、特定の分野においては、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターや組織化を行います。						

(4) 啓発の手段

ア 国民保護訓練の実施と住民への参加要請

イ 国民保護講座フォーラム等の実施

ウ 小冊子、パンフレット、啓発動画の作成と配布

エ 説明会の開催

オ ホームページなどによる情報の提供

3 国民保護訓練等

(1) 訓練の目的

- ア 国民保護計画などの検証と修正
- イ 住民への啓発
- ウ 警報等の各種情報の確実な伝達体制の確立
- エ 県の住民保護に関する責務の完遂

(2) 訓練の実施

訓練課目と訓練基準に基づき、段階的かつ計画的に訓練を実施します。

実施に当たっては、訓練の成果を収め、その目的を達成するため、適切な訓練の管理を行います。

このため、能力の的確な把握に基づいて、適切な計画を作成し、綿密な準備を行い、訓練環境を整備して効率的に実施するとともに、訓練結果を適正に評価して、次の訓練に反映させます。

訓練の実施に当たっては、創意と工夫をこらし、実践的な訓練を行います。

(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項

- ア 住民の自発的参加（協力）
- イ 防災訓練と有機的連携を図ります。
- ウ 住民の自発的参加にあたっては、ボランティア保険の加入について配慮します。
- エ 警察本部は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限します。

(4) 各機関の実施すべき訓練

区分	機関	内 容
国民保護総合訓練	県	警報発令時等において、県・市町村及びその他の関係機関が国民保護措置が的確かつ迅速に行えるよう、住民等の協力を得て訓練を実施します。 1 参加機関 ① 県各部局 ② 市町村 ③ 警察 ④ 消防 ⑤ 自衛隊 ⑥ 指定（地方）行政機関 ⑦ 指定（地方）公共機関 ⑧ 住民（自主的参加） 2 訓練項目 ① 非常参集訓練 ② 県対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練（避難、救援、武力攻撃災害の最小化） 3 訓練実施方法 図上訓練、実動訓練

区分	機関	内 容
弾道ミサイルを想定した住民避難訓練	県・市町村	弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性がある」と判明した場合にどのような行動をとるべきか、住民の理解を深めるため、防災行政無線等により弾道ミサイルに関する情報伝達を受けた住民が、近くの建物の中や地下への避難等を実施する。 1 参加機関 ① 県 ② 市町村 ③ 消防 ④ 警察 ⑤ 自衛隊 ⑥ 地域住民（自主的参加） 2 訓練項目 ① 情報伝達訓練 ② 現地訓練 ※訓練前に、弾道ミサイル飛来時のとるべき行動や J-ALERT の音声等を説明し、訓練参加者への啓発も実施するよう努める。
市町村の訓練	市町村	警報発令時等において、市町村が行う避難住民の誘導が迅速かつ的確に行われるように訓練するものとします。 このため、あらかじめ必要な組織及び避難実施要領のパターンを定め、平素からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力をかん養するものとします。 1 参加機関 ① 市町村 ② 地域住民（自主的参加） ③ 県 ④ 消防 ⑤ 自衛隊 ⑥ 警察 2 訓練項目 ① 非常参集訓練 ② 市町村対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練 ⑤ 避難行動要支援者の避難訓練
警察訓練	警察	警察は、武力攻撃事態における国民保護措置に万全を期すため、次により訓練を実施します。 1 訓練種別 ① 関係機関・住民等との総合訓練 ② 警察独自訓練 2 訓練項目 ① 情報収集・伝達訓練 ② 職員召集訓練 ③ 対策本部等設置・運用訓練 ④ 部隊編成・配備運用訓練 ⑤ 避難住民の誘導訓練 ⑥ 救出救助訓練 ⑦ 交通対策訓練 ⑧ 通信・広報訓練 ⑨ 装備資機材操作訓練 3 実施回数等 前記 1 の訓練については、随時、各訓練項目を組み合わせるなどして積極的に実施し、訓練場所、参加人員等はその都度決定します。

消防訓練	各消防局	警報発令時等における的確かつ迅速な国民保護体制の確立を図るため、次により訓練を行います。 1 参加機関 ① 消防団 ② その他関係機関 2 訓練項目 ① 非常召集命令伝達訓練 ② 参集訓練 ③ 初動措置訓練 ④ 情報収集訓練 ⑤ 本部等運営訓練 ⑥ 通信運用訓練 ⑦ 部隊編成及び部隊運用訓練 ⑧ 消防団との連携訓練 ⑨ 各種計画等の検証 3 実施回数等 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。
------	------	--

区分	内 容
医療	警報発令時等において、的確かつ迅速な医療の提供を行うため、訓練を実施します。 ① 情報の収集・伝達訓練 ② 救護班等の編成 ③ 病院施設、設備及び防災資機材等の点検 ④ 入院患者搬送訓練 ⑤ その他必要な訓練
その他	警報発令時等において、国民保護措置を実施するために必要な訓練を関係機関と連携し実施します。 ① 情報の収集伝達訓練 ② 通信訓練 県は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を実施します。 ③ 応急対策 ④ 避難及び救護 県は、関係機関参加の下、それぞれの計画に基づく避難の円滑な遂行を図るため、住民避難訓練を実施します。 訓練の実施にあたっては、避難施設・避難経路の確認、避難施設開設、警報伝達、避難住民の誘導等の訓練を実施します。 ⑤ 本部運営訓練 県は関係機関の参加により、武力攻撃（予測）事態及び緊急対処事態発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部の招集、情報収集・分析等本部の運営を訓練します。（県対策本部、県緊急本部、県現地対策本部） ⑥ 機能別訓練 県は、地上部隊による着上陸侵攻及びNBCR災害に対処し、被害を最小限に食い止めるため、関係機関参加の下、情報伝達、救出・救助、物質特定、除染、医療救護等の訓練を実施します。 ⑦ 個人防護訓練 個人毎のNBCR災害などに対する防護訓練を行います。 ⑧ その他必要な訓練 国及び県等の地方公共団体が主催する総合訓練に積極的に参加し、これに協力します。

(5) 職員の教育

ア 職員の育成及び配置

知事（危機管理~~部局~~、総務部）は、防災に携わる職員の育成と連携して、国民保護に必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。

イ 一般職員への教育

知事（危機管理~~部局~~）は、一般職員についても危機管理について必要な知識の教育に努めます。

- a 国民保護~~講座フォーラム~~等行事への職員の参加
- b 国、県の行う研修会、説明会への職員の出席

4 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 所有者等への命令又は勧告の告知

知事（地域社会振興部）県教育委員会は、重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知します。

イ 文化庁長官への連絡

知事（地域社会振興部）県教育委員会は、命令又は勧告を受けた重要文化財等の所有者から、文化庁長官に対する必要な措置に係る支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡します。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

知事（地域社会振興部）県教育委員会は、文化庁長官から、国宝・特別史跡名勝天然記念物の被害を防止するための措置の実施の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置を実施します。

ア 被害防止措置の実施及び国宝等の管理を実施する責任者の決定（県教育委員会知事部局の職員のうちから）

イ 責任者は、被害防止措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重します。

5 赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

国際人道法で国際的に定められた赤十字標章等や特殊標章等を活用することにより、武力攻撃事態等において、国民の保護のために重要な役割を担う医療関係者や国民保護法に規定された「国民の保護のための措置」を行う者などを武力攻撃から保護します。

このため、知事（危機管理局部、福祉保健部）及び警察は、国の定める赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準・手続き及び県の要綱に従って特殊標章等及び身分証明書を交付し、使用させます。

(2) 赤十字標章等及び特殊標章等

ア 種類

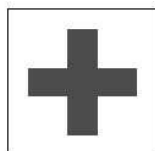
特殊標章等の種類		許可権者	対象者
特殊標章等	特殊標章 身分証明書	知事（危機管理 <u>局</u> 部） 警察本部長 市町村長 消防局長 水防管理者	（交付） 職員 水防団長、水防団員
		知事（危機管理 <u>局</u> 部）	（許可）指定地方公共機関
赤十字標章等	赤十字標章 特殊信号 （青色のせん光灯） 身分証明書	知事（福祉保健部）	医療機関 医療関係者 救援の委託業者

イ 赤十字標章等（法第 157 条）

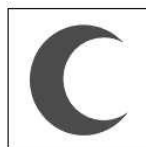
（ア）標章

第一追加議定書（~~千九百四十九~~1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も 1980 年以降使用していません。
また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものです。



赤十字マーク



赤新月マーク

（イ）特殊信号

第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

（ウ）身分証明書身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

身長		眼の色	髪の色
その他の特徴又は情報			
所持者の写真			
印	所持者の署名若しくは捺印又はその双方		

（第一追加議定書付属書 I に規定する身分証明書のひな型）

第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は上記のとおり。）。

（エ）識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等医療に従事する要員や医療のために使用される場所など。

（オ）交付及び管理

a 知事（福祉保健部）は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させます。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
（①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含みます。）

b 知事（福祉保健部）は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る使用許可の申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可します。

- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

ウ 特殊標章等（法第 158 条）

（ア）特殊標章

第一追加議定書第 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章



(オレンジ色地に青の正三角形)

(イ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

(この証明書を発給する 国及び当局の名を記載 するための空白) 身分証明書 文民保護の要員用		身長	瞳の色	髪の色
氏名 生年月日(又は年齢) 識別のための番号がある場合にはその番号 この証明書の所持者は、次の資格において、「千九百四十九年八月十二日のジュネーブ陸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーブ陸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)」によって保護される。 発給年月日 証明書番号 発給当局の署名 有効期間の満了日		その他の特徴又は特徴 武備 所持者の写真 印章 所持者の署名若しくは指印又はその原方		

(第一追加議定書付属書Iに規定する
文民保護の要員の身分証明書のひな型)

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は上記のとおり)。

(ウ) 識別対象

国民保護関係者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機など。

(エ) 交付及び管理

- a 知事(危機管理**部局**)又は警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。

① 知事(危機管理**部局**)

- ・国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 警察本部長

- ・国民保護措置に係る職務を行う警察の職員
- ・警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- b 知事(危機管理**部局**)は、指定地方公共機関から特殊標章等に係る使用許可の申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可します。

(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、国際人道法に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。